平成２４年（フ）第１１０５号
千葉県市川市南八幡３丁目８番12号　田島マンション201号
債務者　秋山　明美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
金沢市長坂２丁目16番21号
債務者　金田　正晴
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７１号
金沢市西泉２丁目75番地５、従前の住所金沢市横川１丁目168番地45
債務者　山下　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８２号
金沢市玉鉾２丁目422番地　ＲＨアスペア408号室、住民票上の住所金沢市押野２丁目43番地
債務者　小田　茂樹
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３８４号
石川県白山市笠間町662番地
債務者　西浦　鎭一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目15番６号、申立時の住所福井県坂井市春江町松木第18号13番地31
債務者　西川喜久枝
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
福井県越前市村国１丁目11番４号
債務者　中村　優治
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
長野県上田市前山796番地１
債務者　竹内　四郎
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６３号
長野県飯田市北方142番地２
債務者　木下　博文
1　決定年月日時　平成24年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４６４９号
大阪府四條畷市岡山１丁目９番５―202号
債務者　福原　文博
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５２号
大阪府八尾市桂町１丁目38番地　市営住宅31―16号
債務者　與島　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６８号
大阪市西区新町３―15―６　西長堀スカイハイツ809号、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝1108番地の１　205
債務者　中村　紀義
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４１号
大阪市住吉区千躰２丁目４番17号
債務者　中川　智子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９４号
大阪市住吉区遠里小野２丁目10番18号　レオパレスクリスタ住吉301号
債務者　仲野　浩平
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０６号
大阪府吹田市千里山月が丘10番７号
債務者　小西　麻衣（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７７号
大阪府豊中市島江町１丁目３番１―515号
債務者　鮒子多由香
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　盛　　宗幸
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部